

恵庭市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第41号

恵庭市火災予防規則の一部を改正する規則

恵庭市火災予防規則（昭和58年規則第9号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条の2（略）	<p>第1条～第3条の2（略）</p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第3条の3 条例第30条の9第1項の規定による林野火災に関する注意報は、3月から6月までの間において、次の各号のいずれにも該当し、火災の予防上注意報を要すると市長が認めるときに発令する。</u></p> <p><u>(1) 発令の日前3日から前日まで 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、当該日前30日から前日まで 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。</u></p> <p><u>(2) 乾燥注意報の発表に伴う法第22条第2項の通報を受けたとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により林野火災に関する注意報を発令した場合は、恵庭市火災予防規程(昭和58年消本訓令第12号)第10条第5号及び第11条の規定に準じた措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により林野火災に関する注意報を発令した後、気象状況の変化により火災予防上危険がないと市長が認めるときは、林野火災に関する注意報を解除するものとする。</u></p>

現行	改正案
	<p>(<u>林野火災に関する注意報の発令中における火の使用の制限の区域の指定</u>)</p> <p><u>第 3 条の 4 条例第 30 条の 9 第 3 項の規定による火の使用の制限の対象となる区域は、恵庭市森林又はその周辺の火入れに関する条例(平成 8 年条例第 5 号)第 1 条の規定を準用し別に定めるものとする。</u></p> <p>(<u>林野火災の予防を目的とした火災に関する警報</u>)</p> <p><u>第 3 条の 5 第 3 条の規定にかかわらず、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、3 月から 6 月までの間において、林野火災に関する注意報が発令され、又は発令される基準に該当し、かつ、強風注意報の発表に伴う法第 22 条第 2 項の通報を受けた場合において、火災予防上危険であると市長が認めたときに発令する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発令した場合の措置及び解除については、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。</u></p> <p>(<u>林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の区域の指定</u>)</p> <p><u>第 3 条の 6 条例第 30 条の 10 の規定による火の使用の制限の対象となる区域の指定については、第 3 条の 4 の規定を準用する。</u></p> <p>第 4 条～第 13 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。